# 髙和果公報

目 次

	規則				
		課) 			8
	措置		<ul><li>海岸</li></ul>	붙	0
	○港湾法による所有者不明の工作物等の				
	○開発行為に関する工事の完了	(都市	計画部	果)	8
	作物等の措置	(漁場	漁港調	果)	8
	○漁港漁場整備法による所有者不明の工				
	了	(	"	)	7
	○土地改良区営土地改良事業の工事の完	02010		,	
	- 1 ○土地改良区の役員の就退任	(農業	基盤調	果)	7
公	0.6.001.600.000	(19) 90	Hン 19J II	<b>ベ</b> ノ	'
	<ul><li>□急傾斜地崩壊危険区域の指定</li></ul>		砂防調	,	7
	●ロホ (同和原石序標末以普頁並員刊差 進の定め) の一部改正	(水産	政策記	里)	7
	<ul><li>○ 告示(高知県沿岸漁業改善資金貸付基</li></ul>	八口川	小儿正式	木丿	1
	○保安林の指定に係る通知の掲示	`	" 林道記	,	7
	又接に関する伝律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出	(	JJ	)	7
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による指定介護機関				
	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
	定 ○ 4.7.4.*********************************	(福祉	指導認	果)	6
	支援に関する法律による介護機関の指	/ <del>1 = 1</del> 1 · 1	TP /**==	m \	~
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の				
	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
		課)			6
	に対する講習の指定		• 衛生	Ė	
	○クリーニング師の研修及び業務従事者				
告	示				
	則				1
	◎高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一	部を改	正する	5規	
	する規則		-		1
	◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規	則の一	部を引	女正	
規	. 則				ページ

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成23年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県規則第58号

# 高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年高知県規則 第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特例措置)

3 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第1条第1項各号のいずれかに該当するものが、東日本大震災の後平成28年3月31日までに貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第3条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」と、「15年」とあるのは「18年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。この場合において、当該者は、第5条第1項の林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出に当たっては、同令第1条第1項各号のいずれかに該当することを確認するため知事が必要があると認める書類を添付しなければならない。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県林業・木材 産業改善資金貸付規則の規定は、平成23年3月11日から適用す る。

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成23年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県規則第59号

#### 高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年高知県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「という。)」を「という。)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)」に改め、同項ただし書中「認定中小企業者」を「認定中小企業者」とである。

第3条第1項中「別表の」を「別表に定める」に改め、同条第

3項中「又は一認定中小企業者」を「、一認定中小企業者又は一 促進事業者」に改める。

第5条中「を含む」を「を、促進事業者にあっては地域資源を 活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産 物の利用促進に関する法律第6条第3項に規定する認定総合化事 業計画の写しを含む」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」 を付し、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特例措置)

2 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋 沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。 以下この項において同じ。) により著しい被害を受けた者で東 日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する 法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政 会第132号)第1条第1項各号のいずれかに該当するものが、 東日本大震災の後平成28年3月31日までに貸付けを受ける沿岸 漁業改善資金についての別表の規定の適用については、同表中 「7年以内」とあるのは「10年以内」と、「1年以内」とある のは「4年以内」と、「9年以内」とあるのは「12年以内」 と、「3年以内」とあるのは「6年以内」と、「4年以内」と あるのは「7年以内」と、「2年以内」とあるのは「5年以 内」と、「5年以内」とあるのは「8年以内」と、「10年以 内」とあるのは「13年以内」と、「12年以内」とあるのは「15 年以内」とする。この場合において、当該者は、第5条の沿岸 漁業改善資金貸付申請書の提出に当たっては、同令第1条第1 項各号のいずれかに該当することを確認するため知事が必要が あると認める書類を添えなければならない。

別表の1を次のように改める。

科

恒

榖

経営等改善資金						機の設置費用	つき500万円、カラー魚群探
	内容	貸付限度額 500万円(自動操だ装置を設 要せる場合になっては1つに	償還期間等 7年以内(据置期		3	シ 潮流計の設置費用	知機を設置する場合にあって は1台につき150万円、潮流 計を設置する場合にあっては 1台につき500万円)
国動操だ装置そ 也の操船を変 力化するための装 品、設備又は機器 (以下「機器 という。な資 置に必要な資	設置費用 イ 遠置費用 イ 遠置費イドスラスターの設置 サーの設置 サーの設置 サーの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの設置 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サートの記述 サー	スターを設置する場合にあっては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場	間1年以内を含等を工まり、大きな、	(3) 補機関等駆動機器等変金((1)及び(2)に掲げる機器等値を力を表している機器を動し、又は作動し、又は作動し、大めの補機関(動力取出装置を含む。以近後では、以近に必要をできる。との他の機器を変をといる。	機器等設置資金 ((1)及び(2)に 場げる機器等を駆 かし、又は作動さ けるための補機関付 の推進機関を含 の。以下同じ。) たの他の機器等の 设置に必要な資	ア 補機関の設置費 用 イ 油圧装置の設置 費用	500万円 (補機関を設置する 場合にあっては1台につき 400万円、油圧装置を設置す る場合にあっては1台につき 500万円)
化機器等設置資 (動力式つり機 の他の漁ろう作 を省力化するた の機器等の設置 必要な資金) エオカキク	設置費用 イラー 等の場響である。 大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	ー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき120万円、巻取りウインチを設置する場合にあっては1台につき500万円、	7年以内(据置期間1年以内(内の以内の) (据を工場の) (据を工場の) (現在の) (理解的) (現在の) (理解的) (理解	(4) 燃料油消費節 減機器等設置資金 (推進機関その他 の漁船に設置される機器常ので型でででででででででででででででででででででででいます。 ものはなも料さなといいできないできます。 できないでは、 でででででででできます。 ででででできます。 ででででできます。 でででできます。 でででできます。 でででできます。 でででできます。 でででできます。 ででできまする。 でででできます。 ででできまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できままする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できままする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できままする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できます。 できまする。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 できをも。 とをも。 とをも。 とをも。 とをも。 とをも。 とをも。 とをも。 と	機器等設置資金 (推進機関その他 )漁船に設置されった。 機器等の型常の内 の又は通常のと比 して燃料油のと して燃料油のも の設置に必要な	対応機関の設置費 用 イ 定速装置の設置 費用 ウ 発光ダイオード	にあっては1台につき120万 円、発光ダイオード式集魚灯
=	設置費用	あっては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあっては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台に		入資金(農林水産	資金(農林水産)る	る種類に属する水産	400万円 (農林水産大臣が定 める種類に属する水産動植物 の養殖技術又は農林水産大臣

第9382号		産大臣が定める種 類に属する水産動	める養殖技術を導入 して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 ア 養殖施設の設置費用		ものにあっては5 年以内(据置期間 3年以内を含		殖業推進資金(農		2,000万円 (漁場環境適正化 管理協定に基づくものにあっ ては、1,200万円)	10年以内(据置期間3年以内を含む。)(農商工等連携促進法による	
					NEEC. //			法を改善し、又は薬		ものにあっては12	
		(6) 資源管理型漁	ア 水産資源の管理	1,200万円	10年以内(据置期			品・漁網防汚剤の使		年以内(据置期間	
		業推進資金(農林	に関する取決めに		間3年以内を含		て養殖業の生産行	用を適正化する場合		5年以内を含	
		水産大臣が定める	基づき、資源管理		む。)(農商工等		程を総合的に改善	における次に掲げる		む。)、農林漁業	
日報		基準に基づき、水	措置(漁具・漁法		連携促進法による		する漁業生産方式			バイオ燃料法によ	
.		産資源の管理に関	の制限、操業時間		ものにあっては12		の導入を行うため	ア養殖漁場環境		るものにあっては	
4		する取決めを締結 して水産資源を合	又は期間の制限、 禁漁区域の設定、		年以内(据置期間 5年以内を含		に必要な機器等	の悪化防止を目		12年以内(据置期	
`		理的かつ総合的に	奈庶区域の設定、 体長制限等)を実		む。)、農林漁業		(資材を含む。) の購入又は設置に	的として投餌の 内容・量・方法		間3年以内を含	
<u></u>		利用する漁業生産	施するために必要		バイオ燃料法によ		必要な資金)	の改善を行うた		む。)、六次産業     化法によるものに	
		方式の導入(当該	な改良漁具、漁法		るものにあっては		2·安/よ員亚/	めに必要な造粒		あっては12年以内	
番		漁業生産方式の導	転換用漁具、漁ろ		12年以内(据置期			機、自動給餌		(据置期間5年以	
4		入と併せて行う水	う機器等の購入費		間3年以内を含		1	機、餌料倉庫等		内を含む。))	
100		産物の合理的な加	用又は設置費用		む。)、六次産業			の購入費用又は			
IHE.		工方式の導入を含	イ アと併せて、低		化法によるものに			設置費用			
		む。)を行うため	利用・未利用資源	1	あっては12年以内			イ 養殖魚の安全			
		に必要な機器等の	の開発・利用措置	7	(据置期間5年以			性の確保を目的			
		購入又は設置に必	及び漁獲物の付加		内を含む。))			として漁網防汚			
		要な資金)	価値の向上措置を					剤を使用しない			
$\overline{}$			行う場合における					で養殖を行うた			
			次に掲げる費用 (ア) 低利用・未					めに必要な高耐			
(金曜			利用資源の開					波性いけす、金 網いけす、自動			
			発・利用を行う			*		網いけす洗浄			
			ために必要な漁					機、付着物駆除			
平成23年10月14		-	具、漁ろう機器					用生物培養器、			
<u>∓</u>			等の購入費用又					酸素供給装置、			
23		*	は設置費用					水流発生装置、			
及		, ,	(イ) 漁獲物の付					ばっ気装置等の			
-			加価値の向上を					設置費用			
			行うために必要	*				ウ ア又はイに関			
						1					

報

科

	連して必要な餌	1		必要な資金)			
	料成分分析機、 水質・底留検 機、質養を 大質を 養施 は を を を を を を を を を を を を を を を を を を			(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金 (レーダー反射器 その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金)		120万円(機器を購入し、又 は設置する場合にあっては、 1件につき40万円)	5年以内
	回収装置、水質 ロガー、漁場管 理ソフト等の購 入費用又は設置 費用			機器等購入資金	きブイ又はレーダー 反射器付きブイ) の	個人にあっては1人につき70 万円、団体又は会社にあって は1団体又は1社につき130 万円	5年以内
器等設置資金(漁 船に設置される転	りの設置費用 イ 安全カバー装置	150万円(転落防止用手すり 又は安全カバー装置を設置す る場合にあっては50万円、揚	間1年以内を含	壊を防止するため の機器等の購入に 必要な資金)			
落防止用手すりそ の他の漁船の乗組 員の生命又は身体 の安全を確保する ための機器等の設 置に必要な資金)	の設置費用 ウ 揚網機安全装置 の設置費用	網機安全装置を設置する場合 にあっては40万円)		(13) 船尾魚艙用コンテナ設置資金 (木揚げ作業の時間短縮等のための 船尾魚艙内への脱 着式コンテナの設	船尾魚艙用コンテナ の設置費用	100万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
購入資金(漁船に 備え付けられる救 命胴衣その他の救	費用 イ 消火器の購入費 用	130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては 10万円、イーパブを購入する 場合にあっては60万円、レー ダートランスポンダを購入す る場合にあっては65万円、小	費用に係るものに あっては2年以 内、ウからオまで に掲げる費用に係	置に必要な資金。 ただし、土佐清水 市沿岸域のメジカ 船に係るものに限 る。)			
の購入に必要な資金)		型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては1件につき 130万円)	5年以内				
(10) 漁船転覆防止 機器等設置資金 (漁獲物の横移動 防止装置その他の 漁船の転覆又は沈 没を防止するため の機器等の設置に	ア 漁獲物の横移動 防止装置の設置費 用 イ 甲板下の魚艙の 設置費用	150万円(漁獲物の横移動防 止装置を設置する場合にあっ ては30万円、甲板上の魚艙を 廃し、これに代えて甲板下に 魚艙を設置する場合にあって は100万円)	間1年以内を含				

別表の2の表(3)の項中「餌料費」を「餌料費」に改め、同表 の3の表(3)の項中「餌料」を「餌料」に改め、同表備考中「を いう」を「を、「六次産業化法によるもの」とは法の特例に係る 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域 の農林水産物の利用促進に関する法律第11条第2項に規定する資 金をいう」に改める。

別記第1号様式注中「認定中小企業者の」を「認定中小企業者 又は促進事業者である」に、「沿岸漁業従事者等」を「沿岸漁業 従事者等又は総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等である 沿岸漁業従事者等」に改める。

別記第2号様式(その1)の1中「認定中小企業者の」を「認 定中小企業者又は促進事業者である」に、「沿岸漁業従事者等」 を「沿岸漁業従事者等又は総合化事業計画の認定を受けた農林漁 業者等である沿岸漁業従事者等」に改め、同様式(その1)注中 「認定中小企業者以外の」を「認定中小企業者及び促進事業者以 外の者である」に改め、同様式 (その2) の1中「餌料」を「餌 料」に、「認定中小企業者の」を「認定中小企業者又は促進事業 者である」に、「沿岸漁業従事者等」を「沿岸漁業従事者等又は 総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等である沿岸漁業従事 者等」に改め、同様式(その2)注中「認定中小企業者以外の」 を「認定中小企業者及び促進事業者以外の者である」に、「収支 計画」を「収支計画及び償還計画」に改め、同様式(その3)の 1及び2中「認定中小企業者の」を「認定中小企業者又は促進事 業者である」に、「沿岸漁業従事者等」を「沿岸漁業従事者等又 は総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等である沿岸漁業従 事者等」に改め、同様式(その3)注中「及び別紙の収支計画」 を「並びに別紙の収支計画及び償還計画」に、「認定中小企業者 の」を「認定中小企業者又は促進事業者である」に改め、同様式 (その4)の1中「認定中小企業者の」を「認定中小企業者又は 促進事業者である」に、「沿岸漁業従事者等」を「沿岸漁業従事 者等又は総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等である沿岸 漁業従事者等」に改め、同様式(その4)の2中「認定中小企業 者の」を「認定中小企業者又は促進事業者である」に、「沿岸漁 業従事者等」を「沿岸漁業従事者等又は総合化事業計画の認定を 受けた農林漁業者等である沿岸漁業従事者等」に、「投餌」を 「投餌」に改め、同様式(その4)注中「及び別紙の収支計画」 を「並びに別紙の収支計画及び償還計画」に、「認定中小企業者 の」を「認定中小企業者又は促進事業者である」に改め、同様式 (その9) の1中「餌料」を「餌料」に改め、同様式(その9) の2中「収支計画」を「収支計画及び償還計画」に改め、同様式 (その10) の1中「餌料」を「餌料」に改め、同様式(その10) の2中「収支計画」を「収支計画及び償還計画」に改め、同様式 (その11) の1及び同様式(その12) の1中「餌料」を「餌料」 に改め、同様式(別紙)を次のように改める。

#### (別紙)

#### 収支計画

(年度は、 月から 月までとする。) (単位:千円)

٥, /	(+117	•	113)
計画			
年度			年度

	_			前年	F度実績		今	後の計画		
				(	年度)	年月	变	年度		年度
漁業	収	水揚高								
部門	入	合計	(A)							
	支	販売手数料								
	出	燃料費	•••••							
		漁具費								
		餌料費								
		氷代								
		修理費								
		漁船保険料							1	
		乗組員給与等								
						•••••				
						***************************************				
		公租公課								
		その他借入化	賞還金							
		(主なもの)								
		合計	(B)							
	差引	引き収支(A-I	S = C							
	(3)	成価償却費]	(D)	ſ	)	ſì	ſ	1	ſ	1

漁業	収入									
以外	(内訳)		(	)	(	)	(	)	(	)
の収	支出									
支	差引き収支(	(E)								
	収支計 (C+E=	F)			_					

#### 過去2年間(前々年度及び前々々年度)の漁業収支実績

年度別	水揚高	経費	収支	備考
年度				
年度				

- 注 1 「今後の計画」欄は、2年度目以降の計画は、漁業経営開始資金又は600万円を超える借入 れの場合にのみ記入してください。
  - 2 減価償却費は、「減価償却費」欄に記入し、「支出」欄には記入しないでください。

償還計画 (単位:千円)

沿岸流	魚業改善資金償還金	(G)		
償還	漁業部門差引き収支	(C)		
財源	収支計	(F)		
漁業部	部門減価償却費	(D)		
差引	き余裕金 (C+D	-G)		
差引き	き余裕金 (F+D	-G)		

#### 附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県沿岸漁業 改善資金貸付規則附則第2項の規定は、平成23年3月11日から 適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則別 記第1号様式並びに別記第2号様式(その1)、(その11)及 び(その12)は、この規則による改正後の高知県沿岸漁業改善 資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用すること ができる。

告 示

### 高知県告示第680号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)の指定を平成23年10月4日付けで次のとおり行った。

平成23年10月14日

高知県知事 尾﨑 正直

1 研修及び講習の主催者 東京都港区新橋六丁目8番2号 財団法人全国生活衛生営業指導センター

- 2 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称 平成24年2月5日(日) 高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 3 第2型研修及び講習の受付期間 平成23年12月12日(月)から平成24年1月20日(金)まで
- 4 研修及び講習の科目

衛生法規及び公衆衛生 洗濯物の受取、保管及び引渡し

洗濯物の処理

繊維及び繊維製品

5 研修及び講習の受講料 研修受講料 5,000円

講習受講料 4,500円

6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先 高知市はりまや町三丁目7-6 パームサイドビラ2階 財団法人高知県生活衛生営業指導センター

#### 高知県告示第681号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものと 4

された生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成23年 6 月 1 日	須崎医療クリニック 須崎市多ノ郷甲5748 - 1	須崎医療クリニック 須崎市多ノ郷甲5748-1 居宅療養管理指導

#### 高知県告示第682号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の 名称	事業所の所在 地	事業者の名称 及び主たる事 務所の所在地	変更年月日
変更前	居宅介護支援事業	吾川郡いの町 3157-3	株式会社アルゴ	平成17年 7月1日
変更後	所へんしも	吾川郡いの町 3807	高知市鷹匠町一丁目3-22	

#### 高知県告示第683号

平成23年9月農林水産省告示第1809号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年10月14日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1) 登記簿記載の住所 高岡郡大野見村萩中67番地
- (2) 氏名

中山 秀松

- 2 保安林に指定する通知の要旨
- (1) 指定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町桑ケ市字船板床2007の14、2007の23から2007 の28まで、2007の32、字粟尻2010、2011

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第684号

昭和54年12月高知県告示第729号(高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め)の一部を次のように改正する。

平成23年10月14日

高知県知事 尾﨑 正直

第1の表1の項中「以下同じ。)」を「以下同じ。) 促進事業者(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。)」に改め、同表6の項中「認定中小企業者」を「認定中小企業者 促進事業者」に改める。

#### 高知県告示第685号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律 第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡 多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年10月14日

高知県知事 尾﨑 正直

#### 十佐清水市幸町

#### (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番	
1	土佐清水市越字東山	441 — 7	
2	II II II	441-14	
3	" 清水字後口山	854-126	
4	11 11 11	854-126	
5	11 11 11	854-126	

6	"	幸町	379 — 7
7	"	"	378-2

#### (2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1 を市道清水山手1号線に沿って結んだ線により囲まれた区域 内とする。

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年10月14日

					高知県知事	₮ 尾﨑	正直
役名	氏	名		住	戸	f	
(退任)							
理事	濱田	順一	香美	市土佐	山田町宮ノロ	516	
"	大岸	昌平	"	"	"	671 - 1	l
"	松岡	政博	"	"	"	528	
"	大岸	信夫	"	"	"	642 - 1	l
"	大岸	晃	"	"	IJ	1247	
"	大岸	正明	"	"	IJ	639-1	l
"	大岸	保	"	"	"	567	
監事	濱田	千惠	"	"	"	793	
"	北村	宗繼	"	"	"	515	
(就任)							
理事	濱田	順一	香美	市土佐	山田町宮ノ口	516	
"	大岸	昌平	"	"	"	671 - 1	l
"	松岡	政博	"	"	"	528	
"	大岸	信夫	"	"	"	642 - 1	1
"	大岸	晃	"	"	"	1247	
"	大岸	正明	"	"	"	639-	l
"	大岸	保	"	"	"	567	
監事	濱田	千惠	"	"	IJ	793	
"	北村	宗繼	"	"	IJ	515	

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第2項の規定により、土地改良区営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年10月14日

高知県知事 尾﨑 正直

1 事業主体名

北川村南部土地改良区

2 事業名

野友地区灌漑排水事業

3 工事完了年月日 昭和50年1月25日

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の 規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物 件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成23年10月14日

#### 室戸岬漁港漁港管理者

高知県知事 尾﨑 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数 量

室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁具保管修理施設用地 FRP船1隻 (第五龍漁丸、船舶番号不明、船長13.80メ ートル、船幅2.82メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に 室戸岬漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しな ければならない。

3 漁港管理者の措置

室戸岬漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、漁港漁場整備法第39条の2第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の撤去及び保管に要した費用を請求するものとする。

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成23年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名		
平成23年9月5日 23高都計第323号	吾川郡いの町字塔ノ 向1031番1の一部ほ か	吾川郡いの町1031 番地 6 吉良 敬介		

 づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成23年10月14日

#### 高知港港湾管理者

高知県知事 尾﨑 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数 量

高知市仁井田船倉地先

FRP船1隻(船名不明、282-08095)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して21日以内に 高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなけれ ばならない。

3 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、 他に命じて当該工作物等を撤去させ、港湾法第56条の4第3項 の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、港湾法第56条の4 第8項の規定により、当該所有者に当該工作物等の撤去及び保 管に要した費用を請求するものとする。

 $\infty$